

フランス人民戦線運動と社会政策（Ⅰ）

——その経済再建課題と関連して——

向 井 喜 典

I. 問題の所在と視点

古く往年の拙稿で、フランスの人民戦線内閣の社会政策実践にみる特徴的なひとつの断面について確めたことがあるが、そこから再出発するために必要な考察を本稿で試みたいと思う¹⁾。考察する主題は、ここでも、両大戦間の30年代にフランスで経験された人民戦線運動がもつ歴史的性格を、1936年6月初旬に成立した人民戦線内閣の社会・経済政策にみる諸経験、とくに、その社会政策実践がたどった軌跡をめぐって確かめることである。本稿では、さらに、現代フランスにおける労働者階級の権利意識の発達とその社会政策的対応の諸形態とにむけて、この時期を特徴づけた歴史的位相を、その経済過程にみる問題点と関連づけて明確に把握する必要があろうと考えている。

往年の拙稿でも確めたように、1929年秋から長期にわたった世界経済恐慌によって資本主義世界経済が破局的状況を深めた過程で、この未曾有の大恐慌がもたらしたファシズムによる戦争の脅威に対抗して、ひろく国際的にも注目されたのが、恐慌下のフランスで形成された人民戦線運動がになった役割である。折から、この運動は、隣国ドイツにおけるナチズムの政権掌握によって勢いをえた極右諸団体（リーグ）の反議会制暴動に対抗して、パリ地域の労働者

1) 拙稿「現代フランス労働政策史の一画期——人民戦線政府のもとにおける強制仲裁制度の成立——」、京都大学『経済論叢』第76巻第2号、1955年、所収が、その原点となる。また、拙稿「フランス人民戦線と労働組合運動——両派労働総同盟の接近・合同をめぐって——」、社会政策学会年報第11集『職務給と労働時間』、御茶の水書房、1964年、所収など、本稿の主題に関連する旧稿のいくつかも以下で試みる考察の内容の一部に組入れたいと思う。

や知識人による反ファシズム運動にささえられて形成され、議会共和制の伝統の擁護とナチズムに反対する愛国主義の実現とにむけて、労働者階級の運動の統一と、それに連帶する広範な農民や小生産者など中間諸階層との、恐慌下で深刻な生活防衛の諸要求にもとづく共同行動の組織化を課題として進められた。この広範な民主主義的多数派の結集にむけて画期的な前提となったのは、1934年7月27日、従来久しく対立していたフランス共産党とフランス社会党が、そのきびしい対立の歴史を転換して統一行動協定を締結したことである。人民戦線という表現は、そこからの発展として、同年秋、フランス共産党が「自由と労働と平和のための Front Populaire」の結成を、10月下旬に開かれた急進社会党の大会を念頭に提唱したことからはじまっている²⁾。

翌35年7月14日、社・共両党および、伝統的な中間諸階層を基盤として第3

-
- 2) 当時、フランス社会党員として人民戦線運動の渦中にあった著名な社会運動史家 G. ルフラン Georges Lefranc は、「社会党員の多くにとって、行動の統一〔1934年7月27日の社・共両党の統一行動協定の締結による……訳者〕は、階級としての単一の行動に基づけられた組織の統一を再建するための プレリュードであった。その頃、共産党の意図は全く別のところにあった。1934年10月9日から、モーリス・トレーズは、社・共連合を新しい政治組織にむけて拡大することを提案する。(つまるところ、それは急進党についてであった)。すなわち、こうして《中間諸階級と労働者階級の同盟》が成立することになる。1934年10月10日、彼はファシズムに反対する《人民連合》という理念を提起した。/「ユマニテ」は、このおなじ月のうちに、マルセル・カシヤンが書いた文章で、人民戦線という表現を幾度も使った。社会党員は驚かされ、不安になり、失望した。けれども、この広大な連合をどうして拒否できようか?」と回想している。G. Lefranc, *Le Front Populaire (1934~38)*, Paris, 1965, p.36. 同書の1968年改訂版は、ジョルジュ・ルフラン著、高橋治男訳『フランス人民戦線』、白水社、1969年がある。なお、文中に引用した「自由と労働と平和のための人民戦線」という表現は、急進社会党大会がナントでひらかれた前日、1934年10月24日、フランス共産党書記長モーリス・トレーズが、パリからナントへ着いて或る市民集会で同党を代表して訴えた発言内容による。Maurice Thorez, "L' Union de la nation française", *Oeuvres de Maurice Thorez*. L. II.-T. VII. pp. 98~99. Ed. Sociales. 参照。また、フランス現代史研究会誌『トレーズ政治報告集』、第1巻、未来社、1955年、239ページ、および、モーリス・トレーズ著、桜井信義訳『フランス人民戦線』、国民文庫、大月書店、1976年と同書所収「解説」も参照。

共和制の議会政治を代表した急進社会党など、その広範な民主主義的多数派の結集を進める諸政党・諸団体の共同行動のための全国組織として、「人民連合全国委員会」 Le Comité Nationale du Rassemblement Poulaire が正式に発足した。そして、この運動の共同綱領である「人民連合綱領」 Programme du Rassemblement Populaire を政策規範とした連合内閣=「人民戦線」内閣（フランス共産党は閣外協力）が、1936年6月4日、同年春におこなわれた国民議会（下院）総選挙の結果にもとづいて、フランス社会党の党首レオン・ブルム Léon Blum が首相となって成立した（以下、人民戦線ブルム内閣とよぶ）。この時期、総選挙にさきだつ同年3月7日、ナチス・ドイツがヴェルサイユ条約を侵犯してラインラント非武装地帯に軍隊を進駐させており、フランスの対独関係は極度に緊張していた。さらに念頭におきたいのは、資本主義世界経済の趨勢が1933年末から不安定な景気回復過程に移っていた状況のなかで、フランス経済はなおも恐慌局面を深めていたことである³⁾。こうした諸経過をふまえて、フランスの人民戦線運動の社会的高揚過程がになった国際的にも急務であった反ファシズム課題と、それをささえた広範な労働諸階層の恐慌下で深刻な生活防衛の諸要求にもとづくその経済再建課題との関連を、明確に把握することが、繰返しいう本稿で試みる考察の内容にむけても必要な課題となろう。

従来わが国でも、フランスの人民戦線運動の諸経験について実証的研究の成果は古くから多いが⁴⁾、この運動の社会的高揚過程についてばかりでなく、その

3) 1929年秋にアメリカ合衆国からはじまった世界経済恐慌が、フランス経済へ全般的に波及したのは、製造業生産指数また失業者数の国際比較でみても、主要な資本主義諸国の中で唯一遅く1931年以後であるが、人民戦線ブルム内閣が成立した1936年6月、それらの諸国よりも遙かに最低点が浅い恐慌が極期に達していた。さらに念頭におかなければならぬのは、その後も経済諸指標が恐慌以前の水準に回復せず、緩慢な上下運動を繰返し、危機的状況が続くまで第2次世界大戦期を迎えたことである。恐慌下のフランスの経済状態 conjuncture économique については、本稿のⅡ. 世界経済恐慌の波及と労働者状態、で考察する。

4) 戦前はやい時期から、美濃部亮吉「人民戦線治下のフランス政治経済状勢(1)(2)」、『国家学会雑誌』第51巻第6号、第8号、1937年、所収；中山篤太郎「フランス社会政策「経験」とその結果」、『一橋論叢』1巻3号、1938年、所収；木下半治「フランス・ファシスト団体の解散問題(1)、(2)」、『国家学会雑誌』第50巻第1号、第12号、

恐慌の暗転と崩壊の軌跡にみる問題点をめぐっても、近年、新しい実証的研究の成果がいくつか現われている⁵⁾。なかでも、恐慌下で深められたフランス資本主義の危機の経済過程との関連に視点を据えて、それがもつ歴史的位置を確かようとする動きが、近年注目されるその特徴のひとつであるようと思われる⁶⁾。

1936年、所収；労働雑誌編集部編『フランスのファッショと人民戦線』（労働パンフレット第1輯）、1936年、などがある。戦後いちはやく現われたのは、ねず・まさし『フランス人民戦線』、民主評論社、1948年、であったと憶えている。本稿で試みる考察にむけて原点となった拙稿（1955年、前掲）を構想していた頃さらに、横田地弘「フランス——人民戦線の抬頭と大衆指導——」、年報政治学『大衆デモクラシーにおける政治指導』、岩波書店、1955年、所収；外尾健一「フランスにおける強制仲裁制度」、『レフアレンス』No.47、国立国会図書館、1955年、所収；などから多くを学ばせていただいた。なかでも重要な導きをえたのは、Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France 1936~1938*. New York, 1951. からであった。拙稿文末の「主要参考文献」（所収誌43ページ）、参照。

- 5) 近年、海原峻『フランス人民戦線』、中央公論社、1967年；平瀬徹也『フランス人民戦線』、近藤出版社、1974年；中木康夫『フランス政治史（中）』、未来社、1975年；平田好成『フランス人民戦線論史序説』、法律文化社、1977年、といった通史的内容をもつ実証的研究の成果が著書として集成されてきている。平田前掲書でも、「最近では、フランス人民戦線の政治的なアプローチとならんで、経済史的あるいは社会・経済政策論的なアプローチが目立ち始めている」（同書「まえがき」）と、その研究動向のわが国にみる現状を伝えられている。同書には、関連する内外の主要な研究成果を参考文献として表示されている（同書、315~344ページ）。海外での研究動向については、広田功「海外論調、フランス人民戦線史研究の新展開」、『科学と思想』第17号、1975年、所収、参照。本稿では、Guy, Bourdé, *La défaite du Front Populaire*, Paris, 1978; Jean-Paul Depretto, Sylvie V. Schweitzer, *Le Communisme à l'Usine. Vie ouvrière et mouvement ouvrier chez Renault, 1920~1930*, Paris, 1983; Roger Manteil, *communisme français. Histoire sincère du P.C.F. 1920~1984*, Paris, 1984; Maxwell Adereth, *The French Communist Party, a critical history (1920~84), From Comintern to 'the colours of France'*, London, 1984 など、主題に関連する海外の新しい研究成果にも多くを依拠することができた。
- 6) 経済過程との関連を重視する近年の研究動向は、柄原弥生「フランス人民戦線政府の経済政策」、愛知県立大学外国語学部『紀要』第6号、1971年、所収；広田功「フランス人民戦線の政策路線に関する一考察——「新ジャコバン主義」と「フランス・ニューディール」——」、『土地制度史学』第54号、1972年、所収；竹岡敬温、和多則明

それは、従来主として政治史的考察または労働運動史の研究対象として位置づけられてきたフランスの人民戦線運動の歴史的諸経験について、この運動がになった国際的にも注目されたその反ファシズム課題と、それが結集した広範な勤労諸階層の恐慌下で深刻な生活防衛の諸要求にもとづくその経済再建課題がもつ性格との関連を、やがて慌しくこの運動がたどった暗転と崩壊の諸経過を含めて、あらためて統一的に把握することを必要とするものであり、1936年6月の画期的な労働改革からはじまった人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策にみる諸経験をめぐっても、それについて新しい問題把握の視野をひらかせる⁷⁾。

「世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本的方向」、『大阪大学経済学』第22巻第4号、1974年、所収などからはじまっている。

梶原氏前掲稿は、「人民戦線政府が成立した1936年のフランスは、政治的危機の渦中にあったのに加えて、経済的にも29年恐慌の本格的展開期に入っていたこと、さらに、人民戦線政府は労働者の経済的諸要求を資本家に受け入れさせることからはじまり、財政上の全権委任要求が議会で否決されたことで終る、という過程を経ていること、したがって経済的危機への対応という側面が大きな比重を占めているように思われること」(所収誌34ページ)に、その立論の基礎を据えて、「今までのところ第2次的な意義しか附与されてこなかった人民戦線綱領の後半部を占める<経済的要求>と、その実践をなった第1次ブルム内閣(1936年6月5日～1937年7月22日)の経済政策」(同上)とをめぐって、「人民戦線」それ自体に内在していはずの「挫折」の「要因を抉り出す」(同上)ことを課題とされている。そして、フランスにおける「1930代の危機」とは歴史的にどのような構造をもつものであり、「この<危機的状況>と民衆運動とはどのように関わり合い、その<ファシズムに対する勝利>とは本来何を意味するのか」、さらに、「人民戦線<政府>の成立はそのなかにどのように位置づけられるか」(同上)を、あらためて検討する必要を強調している。

広田氏前掲稿では、「フランス人民戦線の分析においては、<反ファシズム闘争>と<反恐慌闘争>の両面を統一的・相関的に把握することが重要」(所収誌18ページ)であり、人民戦線政府の経済政策を「ファシズム闘争との関連から分離させて論ずることは、歴史分析の方法としては排斥されるべきである」(同上)と強調され、「反ファシズム闘争と反恐慌闘争の両面を統一的に把握する視角からフランス人民戦線の政策路線のあり方を検討することにより、フランス人民戦線のフランス的特質を擇択し、合わせてその意義と限界の把握に関して一定の展望を与えること」(同上)を課題とされている。

7) 前註(6)に書いた諸論稿のほか、村岡ひとみ「<フランス・ニューディール>政策に関する一考察」、北海道武藏女子短期大学『紀要』第8号、1976年、所収；広田功「フ

近年みる政治史的考察の新しい動きについては、この内閣の成立をさえた議会内の政党連合がもつ性格と、それが弛緩しやがて崩壊した政治過程を規定した諸変動について分析し、戦間期の第3共和制の政治史の中で人民戦線内閣の諸政策がもつ歴史的位置を、「政党体系の構造的特質」を把握するという視点から、戦間期フランスの政治システムの特徴である社会的イモビリズム（退廻主義）を、それが結局のところ克服できなかったことが、「人民戦線の崩壊の帰趨を大きく規定した」と述べられる成果などが注目されよう⁸⁾。そして、人民戦線運動の社会的高揚過程をさえた労働組合運動の諸経験について、また、関連してコミニテルンにおける人民戦線戦術の形成過程についても、注目される新しい研究成果が近年いくつか現われている⁹⁾。

近年わが国にみるそうした多面にわたる研究動向から吸収して、古く往年の拙稿を原点とした未完のわたくしの構想に新しく取組み直すことが、繰返しいように本稿から再出発する考察の課題である。そして、その焦点に位置づけ

ラス人民戦線政府の社会・経済政策(1), (2), (3)』、中央大学『商学論纂』第20巻第2, 第4号, 1978年, 第20巻第5号, 1979年, 所収; 同「フランス人民戦線の経済政策」、「経済学批判」5, 1979年, 所収; 竹岡敬温「フランス人民戦線の経済政策(1), (2), (3), (4)」、『大阪大学経済学』第25巻第2・3号, 1975年, 第27巻第1号, 1977年, 第28巻第2・3号, 1978年, 第39巻2・3号, 1980年, 所収; 湯浅赴男「30年代フランスにおける危機への対応形態」、『社会経済史学』第41巻第6号, 1976年, 所収, など参照。1970年代後半頃から、わが国でも人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策にみる諸経験をめぐる研究関心がめだって高まってきていていることが、危機の現局面とかかわって注目されよう。

- 8) 野地孝一「フランス人民戦線の崩壊——左翼議会連合の運命と政党体系の特質——」、『思想』No.673, 岩波書店, 1980年, 所収。また、人民戦線の政党連合のなかで要石として独自な役割をもった急進社会党の動きについて、渡辺和行「フランス人民戦線形成過程をめぐる一考察(1), (2), (3)」、京都大学『法学論叢』第108巻第5号, 19981年, 第109巻第1号, 第2号, 1992年, 所収, など参照。
- 9) 佐藤清「フランス人民戦線と労働組合運動——2大労組(C.G.T・C.G.T.U.)の統一論議をめぐって——」、『労働運動史研究』第60号, 労働旬報社, 1977年, 所収。山極潔「コミニテルンにおける人民戦線戦術の形成」、『現代と思想』第34号, 1978年。関連して、富永幸生、鹿生達夫、下村由一、西川正雄『ファシズムとコミニテルン』、東京大学出版会, 1979年, また, 吉原功「反ファシズム知識人監視委員会における「知識人」」、『明治学院論叢』第235号, 1976年, 所収, など参照。

るのが、人民戦線ブルム内閣の社会政策実践がたどった軌跡を規定した諸要因の変動分析である。関連して、この新しい内閣が組閣後最初の社会政策実践によって実現した労働組合の団体協約締結権の画期的な拡張とそれにもとづく最低賃金制度の発展、また、勤続1年間以上のすべての労働者にたいする年次2週間の法定有給休暇制度の創設、さらに、世界最初の賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定といった¹⁰⁾、国際的にも画期的なそれら一連の社会立法の相つぐ制定がになった役割について、フランスの労働者は「反ファッショ＝共和主義擁護の闘争において組織される広範な統一戦線の権力に参加することによって、資本主義体制下で、かつ、それに必らずしも併呑されない新しい権利を実現する歴史的経験」を検証したという評価が、近年わが国の外国法史研究の成果にも見受けられる¹¹⁾。この画期的な社会的権利保障の制度化の発達をささえたのは、従来久しく分裂を重ねたフランスの労働組合運動の最有力な

10) 人民戦線ブルム内閣の画期的な労働改革の制度化にとって基本的なのは、6月9日に首相ブルムが議会に提出して程なく制定された、つぎの3つの社会立法がになった役割である。(1)1936年6月20日有給休暇法 *Loi du 20 juin 1936 instituant un congé annuel payé dans l'industrie, le commerce, les professions libérales, les services domestiques et agriculture.* (2)1936年6月22日週40時間労働法 *Loi du 21 juin 1936 institutant la semaine de quarante heures dans les établissements industriels et commerciaux fixant la durée du travail dans les mines sauterraines,* (3)1936年6月24日団体協約法 *Loi du 24 juin 1936 modifiant et complétant le chapitre IV bis du titre II du livre 1^{er} du Code du Travail; De la Convention collective du travail.* それらの法文については、Jeanney, J. M. et Perrot, M., *Textes de droit économique et sociale français (1789~1957).* Paris, 1957, pp. 416~418. 参照。

11) 稲本洋之助「帝国主義段階——国家独占資本主義の時代のフランスの法と国家」、天野和夫ほか編『マルクス主義法学講座、4、国家、法の歴史理論』日本評論社、1978年、所収、412ページ、参照。同稿は、「概して1920年代が《Bloc nationale》の支配にはじまり《Union nationale》のそれに終ったように、ブルジョアジーの政治的支配が相対的にではあれ安定していた時代においては、社会立法の画期的進展はみられず、工業生産の伸長・集中とのバランスにおいてはむしろ停滞を生じていた」が、このような状況に大きな転換をもたらしたのは、「1936~38年の人民戦線政府の時代」であり、「この時期において特徴的なことは、立法作業が行われる前に政府の招集に

2つの全国中央組織、すなわち、労働総同盟 Confédération Générale du Travail = C.G.T. と、統一労働総同盟 Confédération Générale du Travail Unitaire = C.G.T.U. とが、社・共両党の統一行動の進展に照応して、「人民連合全国委員会」に結集する最有力な大衆的基盤組織となり、1936年3月初旬の C.G.T. 統一大会にみる両組織の再合同を達成したことによる役割である¹²⁾。そして、従来フランスに前例がなかった工場占拠 L'occupation d'usine をともなったストライキが、総選挙のあと同年5月中旬からパリ地域の金属加工工業の労働者の運動を中心に各地に発生し、やがて人民戦線内閣の成立をめぐって全国にわたって高まった過程に、この国際的にも画期的な労働改革の制度化が対応したことである¹³⁾。

世界史はじめて経験された人民戦線政府が同年2月にスペインで¹⁴⁾、つづいてフランスに成立した1936年6月がもつ歴史的位置は、フランスの労働組合運動と労働者の社会的権利保障の諸制度の発達についても、普通にそれが国際的にも注目された画期として把握される。恐慌下で長年にわたったフランスの労働組合運動の停滞が、人民戦線運動の最有力な大衆的基盤組織としてのその統一の再建にささえられて、同年6月の画期的な労働改革の制度化が実現された過程で一举に克服され、フランスの労働組合の組織率は史上最高の水準に飛

よって労働者と雇主の代表が会合し、その合意を確認したマチニヨン協定（1936年6月7日）が成立したことである」（同上）と述べられる。

12) 例えば、拙稿「フランス人民戦線と労働組合運動——両派労働総同盟の接近・合同をめぐって——」（前掲）で、その再合同過程について考察した。

13) 例えば、拙稿「1936年のフランス社会政策——『人民戦線』内閣の政策経験—(1)」、『岡山大学経済学会雑誌』第10巻第3号、1978年、所収でも確めた。

14) 国際的にも広範な反ファシズム人民戦線運動の結成が緊急な課題となっていた状況のなかで、その範例として注目されたのは、フランスとならんでスペインの経験である。スペインの人民戦線運動は、1936年2月16日におこなわれた総選挙にむけて「人民ブロック協定」に参加した左翼共和党、共和同盟、社会党と労働総同盟、全国社会主義青年同盟、共産党、サンジカリリスト党、POUM（統一マルクス主義労働者党——ただし、後に離脱）によって進められ、総選挙での「人民ブロック」派の勝利によって、左翼共和党の党首アサーニャ M. Azaña が首相となって、同年2月19日、スペインの「人民戦線」内閣が成立した。この新しく成立した内閣にたいする正規軍の反乱

躍した¹⁵⁾。さらに念頭におきたいのは、この画期的な改革諸制度を相ついで成立させる出発点となった、組閣後間もない6月7日午後、首相ブルムがC.G.T.と雇主諸団体との各代表者を首相官邸マティニヨン館 Hôtel de Matignonに招いて、争議收拾のために政府側代表者も加わって交渉した徹夜の会談がもたらした諸結果である。すなわち、この政・労・使3者会談によって翌8日未明に締結された「マティニヨン協定」L'Accord Matignonで、団体協約の即時締結、労働組合の権利の自由な行使の承認、企業内の労使間の苦情処理機関としての労働者代表 La délégation ouvrière 制度の創設などとならべて、全産業にわたる最高15%，最低7%，平均12%という大幅な賃金引上げを定められた（同協定第4条）ことである。また、この協定をふまえて6月9日に首相ブルムが議会に提出した週40時間労働法案の下院での審議過程で、この法案がもつ社会的目的は、有給休暇法案とも共通して「人格の実現のために余暇を拡大する」こと、その経済的目的としては、同一労働量をより多数の労働者に配分して失業者を吸収し、労働者の総購買力を増加させることにあるという政府提案理由の説明がみられる¹⁶⁾。賃金の大幅増額、そして、恐慌下

——ただし海軍と空軍は当初はこれに参加しなかった——が各地で発生し、やがて同年8月から反乱軍がドイツ・イタリアの海空軍の支援をえて攻勢に転じ、人民戦線派の内部の深刻な葛藤をともなったスペイン内戦となったのである。ヒュー・トマス著、都筑忠七訳『スペイン市民戦争』I.II. みすず書房、1962～63年；齊藤孝『スペイン戦争』、中公新書；1966年、同『スペイン人民戦線史』新日本出版社、1970年；齊藤孝、本川誠二「スペイン戦争」、『岩波講座世界歴史28』、岩波書店、1971年；齊藤孝編『スペイン内戦の研究』、中央公論社、1979年、など参照。

15) 当面するわが国の労働組合運動の状況と課題にかかわって、フランスの人民戦線運動の歴史的諸経験にたいする新しい関心が最近めだって動いている。恐慌下で深刻な労働組合運動の長期にわたる「停滞」から「飛躍」への国際的にも画期的な先駆的例証として、フランスの労働組合運動のこの時期の経験を、アメリカ合衆国のニュー・ディール期の労働組合運動の経験とならべて注目される戸木田嘉久教授の近業、同稿「労働組合運動は現代の危機にどうたちむかうか」、中林賢二郎、戸木田嘉久、辻岡靖仁ほか編『日本の労働組合運動、1. 労働組合運動の根本問題』、大月書店、1984年、所収に学びたい。とくに、同書19～22ページ、参照。

16) 下院の特別委員会で政府の立場を代弁したアンドレ・フィリップ（社会党代議士）の法案趣旨説明、Andre Phillip, *Journal Officiel, Débats Parlementaires*, 12

で深刻な失業者の再就職と労働者の総購買力の増加という、それらがもつた政策目的は、この新しい内閣が政策規範とした「人民連合綱領」に明記された、「つつましく勤労する大衆の利益を守って恐慌とたたかい、恐慌を金持ちの権力 *La pleuissance d'argent* のために利用しようとするファシスト諸団体とたたかう」（同綱領、前文）という、その「経済的要求」の起点に据えられた「恐慌によって潰滅または減退した購買力の回復」の課題とも照應している¹⁷⁾。確認されなければならないのは、「マティニヨン協定」にはじまった同年6月の画期的な労働改革の制度化、その社会的権利保障の制度化が、経済的には、この新しい内閣による「購買力回復」を起点とする経済再建構想の実現における、そのための第1歩として位置づけられたものでもあったことである。

本稿で試みる考察の主題は、そのためにも、この画期的な労働者の社会的権利保障の諸制度の発達にささえられた、人民戦線ブルム内閣の「購買力」回復課題を基底にした経済再建政策が、程なくその前途に立塞がった深刻な経済的諸困難の累積をどのように解決するものであったかを、その後の諸経過を展望して確かめるものでもなければならないであろう。1936年6月の画期的な労働改革

juin 1936, による。関連して、Michel Maragairaz, “Les socialistes face à l'économie et la société en juin 1936,” *Mouvement Sociale*, no. 93, 1975. pp.88～89. にみる検討に注目したい。それについては、本稿のVII. 労働者の権利保障諸制度と「購買力」政策、で考察する。

17) 「人民連合綱領」は、「人民連合全国委員会」に結集する諸政党・諸団体が持続的な共同行動を進めるための直接的 requirement 綱領として、1936春の国民議会（下院）総選挙にむけて同年1月11日に発表された。それは、前文と第1部（政治的 requirement），第2部（経済的 requirement）とに分かれ、第1部は、内政の改革をめざした「自由の擁護」と、外交についての「平和の擁護」とから成り、第2部は、前半部が「恐慌によって潰滅または減退した購買力の回復」と題した諸要求、後半部が「貯蓄の収奪に反対し、よりよい信用制度を確にするために」と題した諸要求から成っている。労働者の社会的権利保障の制度化の要求は、この綱領の第1部（政治的 requirement）の1、自由の擁護のなかに、「労働組合の自由」（労働組合の権利の万人に対する適用と尊重、婦人の労働権の尊重など）として、また、第2部（経済的 requirement）の1、「恐慌によって潰滅または減退した購買力の回復」のなかに、国家失業基金の創設、週給低下をともなわない週労働時間の短縮などとして掲げられている。「人民連合綱領」の策定過程にみる問題点については、本稿のIII. 人民戦線運動と経済再建構想の諸潮流、で考察する。

の制度化について、恐慌下で惨落した農産物価格を安定させ、広範な農民の「購買力の回復」に役立てようとした国立小麦公団 L' Office du blé nationale の創設や、フランス経済を支配する金融寡頭制「200家族」に対抗して金融組織を改革するためのフランス銀行 Banque d' France の改組など、「人民連合綱領」が課題とした経済改革のいくつかが実現され、極右諸リーグ解散命令の制定や兵器製造業の一部国有化なども、この内閣の組閣後 2ヶ月間に出ない同年夏までに相ついで達成された。なかでも、その最大の制度的所産として国際的にも注目されたのは、繰返しうようにこの内閣が組閣後最初の社会政策実践によって実現した同年 6 月の画期的な労働政策の制度化がになった役割であるが、その後の諸経過に対応した社会政策実践の推移について見逃されてならないのは、前掲した往年の拙稿でも確めたように、同年 12 月 31 日法 Loi du 31 décembre 1936 sur les procédures de conciliation et d'arbitrage dans les conflits collectifs du travail によって、フランス労働法史に最初の労働争議強制仲裁制度が、創設されたことである。

労働争議 Les conflits collectifs du travail の調整機構がフランスで法定されたのは、1892年法による任意調停仲裁制度の創設にはじまるが、労働争議の大型化に対処して強制仲裁制度を導入しようとしたその後幾度かの政府法案は、いづれも労働組合運動による強い反対もあって阻止されてきた。ところが、1936年の人民戦線内閣のもとで、フランスの組織労働者の圧倒的多数を代表する全国中央組織である C.G.T. から支持をえて、それが、同年末の12月 31 日法によって、すべての労働争議にたいする強制的和解策として創設されたのである。ここに、同年秋から破局的な深刻さを加えた物価の急騰など、この内閣による経済再建構想の破綻とも関連づけて、人民戦線運動の慌しい暗転の傾斜を明確に把握されなければならない社会政策実践にみる重要な屈折点が宿されている。

古く往年の拙稿で、この制度の成立過程について考察を試みたとき、「1936

18) 拙稿「現代フランス労働政策史の一画期」——人民戦線政府のもとにおける強制仲裁制度の成立——」(前掲)、前掲23ページ。さらに、本稿の IX. 労働争議強制仲裁制度の成立と賃金調制、重ねて考察する。

年強制調停仲裁法が規定する政策構造は、ブルム人民戦線政府労働政策の全体系のなかにおいて如何なる意味をもつか。」¹⁸⁾と設問したことがあった。同稿で重視したのは、同年6月8日の「マティニヨン協定」の延長線上で制定された団体協約法 *Loi du 24 juin 1936 modifiant et complétant le chapitre IV bis du titre II du livre 1^{er} du Code du Travail: De la convention collective du travail* の、下院の委員会での法案審議過程で、政府原案には、協約が不成立になった場合、当事者からの申請にもとづいて労働大臣が協約内容について仲裁裁定をおこない、労使両当事者にたいしてその履行を強制するという強制仲裁条項が含まれていたのを、C.G.T. および共産党議員団からの強い反対によって、「当事者は調停者として労働大臣に提訴しうる」という任意調停条項に変えさせた経過との対比であった。ところが、同年9月末に実施されたフランの平価切下げを前にして開かれた、9月25日の C.G.T. 全国委員会が、法定の労働争議調整手続きに附托することをさえ「一致して拒否する使用者側に対処するために、従来主張されてきた調停仲裁手続きよりもいっそ強力なものを提案する……」と決議し、強制仲裁制度の導入を含む「実際的で有効」な争議調整手続きの創設を政府に要請したのである¹⁹⁾。

労働組合の争議権の行使をめぐる急角度なこの状況変化は、物価の急騰と大量な金フラン正貨の海外逃避などによる経済的諸困難が累積し、景気回復のための刺激剤を投資家層からの善意による逃避資本の還流に期待して、人民戦線ブルム内閣が従来の公約を破棄してフランの平価切下げを実施した同年秋からの諸経過にかかわっている。そして、C.G.T. 全国委員会による新しい争議調整機構の要請がもつ意味を、往年の拙稿では、こうした局面に対応する「画期的な政治的決断」²⁰⁾として把握する視点から、「マティニヨンへの復讐」をめ

19) 経過の詳細は、前掲拙稿、前同27~34ページ参照。

20) 前同34ページ。そこでは、「しかもこの決定的転換が、嘗ては任意仲裁をも国家権力による争議権侵害だとしていた旧 C.G.T.U. 系=左派幹部の主導のもとに行われたことを、充分注意されねばならない」(前同34ページ)と述べておいた。それは、「労働者階級と中間層との間の徒らな内部対立によって、大衆の結束にひびを入れる危険を冒してはならなかった」(前同32ページ)として、同年秋の局面を把えていることにも対応している。

ざした雇主団体の再編成が強力に進められ、平価切下げにともなった物価の急騰に対抗して賃金調整をもとめるストライキが工場占拠をともなって広範囲に再燃し、政府の期待する労使関係の安定が著しく困難になり、さらに、同年7月末に閣議決定されたスペイン内戦「不干渉」政策をめぐる人民戦線諸党派の輻輳とそれらが重なり合った、同年秋から顕在化した「人民戦線の内部矛盾の抬頭」とよばれる諸過程と関連づけて明確にしておいた。

1936年9月末のフランの平価切下げによって、人民戦線ブルム内閣がめざす恐慌からの離脱・経済再建政策の主要な方向は、勤労大衆の「購買力の回復」に起点をおく国内市場回復への志向から、投資家層の善意に期待して逃避資本の還流と輸出促進とに重点をおいた海外市場依存型へと転換はじめた。それにともなって、同年6月の画期的な労働改革の制度化がになった景気回復のための賃金=購買力の増大という課題が後退し、国際間の交易条件を改善するために、生産費を制約するコストの問題としてそれが把握されてくる。人民戦線ブルム内閣は、平価切下げによって「その未来を敵の手中に託した²¹⁾」という評価もある。こうした諸経過に照應したのが、繰返しうる同年末の12月31日法による労働争議和解・強制仲裁制度の成立であったといえる。

本稿では、さらに、翌37年2月13日、首相ブルムが、すでに達成した社会改革と景気回復の諸困難とを調整するための「地固め」として、この内閣の政策規範であった「人民連合綱領」の実施を、一時的に「休止」La pause するとラジオ放送したことがもつ意味を、その後にみる労使関係の動向と社会政策実践の推移とに関連づけて確かめたいと思う。労働争議の強制仲裁について、それは、物価の急騰がいっそう破局的な様相を深めていた状況のなかで、賃金抑制を含めた雇主層にとって有利な内容をもつ仲裁裁定が数多く現われたはじめたことにも見出される²²⁾。首相ブルムの「休止」声明によって財政・金融政策が転換され、社会・経済政策の全面にわたる「休止の一般化」をもとめた経営者

21) Martin Wolfe, *The French Franc between the Wars, 1919～1939.* New York 1951. p. 170.

22) Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France*, New York, 1951, pp. 71～86. 参照。

層の動きは、この頃、前年6月の労働改革の要石であった週40時間制を修正させる要求をめぐって強まった。そして、組合活動家を選別的に解雇する動きを雇主団体が同年春から組織的に進めた²³⁾。このような状況のなかで、実質賃金の急速な低下にともなう労働者の不満が、政府の「休止」政策にたいする諸党派の批判と重なり合って増大し、C.G.T. 隠健派（旧 C.G.T. 系）幹部の説得にもかかわらず、激しい山猫ストが各地に続発して、前年5～6月と同様に、労働争議の尖鋭化による社会不安が再燃した²⁴⁾。さらに、すでに前年10月下旬に開かれた急進社会党大会にも現われていた社・共両党との同盟から離脱することを要求する同党右派の動きが、この過程で中間諸階層の反労働者感情の前面化と連携して強まっている。やがて、同年春からふたたび急増した大量な資本逃避によるフランス銀行の金準備の危機を開けるために、首相ブルムが議会に提出した財政全権委任法案が、自由主義経済を信奉する急進社会党右派が多数を占める上院によって拒否されたので、1937年6月22日、財政危機が深まるなかで必要な行動手段を奪われた人民戦線ブルム内閣は総辞職した。また、この時期は、独・伊の両ファシスト大国の介入によって隣国スペインで人民戦線運動が苦境を深めており、国際関係が極度に緊張した時期でもあった。そうした諸経過をふまえて、前年6月の人民戦線ブルム内閣による画期的な労働改革の制度化がになった役割を、それが歴史のその後にみる諸経過に遺した遺産を展望して検討するとき、繰返しいう往年の拙稿で試みた前掲した設問のもつ意味が本稿での再出発にむけて確証されることになる。

再出発する本稿で試みる考察の主題は、また、普通に首相ブルムの名をとって「ブルム実験」L'Experience Blum とよばれる人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策にみる諸経験が、世界経済恐慌の震源地であったアメリカ合衆国で1933年春から実施されたニュー・ディール政策の諸経験をすくなく模倣

23) 広田功「フランス人民戦線と経営者層の対応」、『歴史学研究』No. 464, 1979年, 参照。

24) Arthur Mitzmann. "The French Working class and the Blum Government (1936～1937)." *International Review of Social History*, ix, no. 3, 1964. pp. 380～388, 参照。

したと首相ブルムも言明していることに対応して、「フランス版ニュー・ディール」French New Deal 政策とも呼ばれていることに関わっている。そのためにも念頭におきたいのは、折から、1929年秋から長期にわたった世界経済恐慌がもたらした破局的状況に対処して、アメリカ合衆国のニュー・ディール政策がになった役割に典型をみる方向でか、または、ドイツのいわゆるナチス経済を特徴づけた方向でかの、資本主義経済の資本蓄積=再生産機構にたいする国家の政策的介入による再編成が、発達した資本主義諸国で本格的に進められはじめた時期であったことである。そして、このような世界史の動向のなかに、人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策にみる諸経験を位置づけて、その同時代性がもつ歴史的意味と、そのフランス的特質とについて注目したいのであり、戦後のフランスで確立する国家独占資本主義の資本蓄積=再生産機構への

25) 過日（1985年2月20日），大阪経済法科大学経済研究所の定例研究会で，本型の原型を，このような問題関心にもとづいて，「<フランス・ニューディール>政策における労働改革の位置」と題して報告させていただき，有益なご助言を諸先生方から賜わったことを重ねて厚くお礼申しあげたいと思う。

当日の報告要旨にも明記しているように，そこでは，Michael Kalecki, "The Lesson on the Blum Experiment", *Economic Journal*, xviii, March 1938. で提起された論点を念頭においていた。このカレッキー論文は，人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策にみる諸経験（いわゆるブルム実験）について，現代の理論経済学から本格的な最初の理論的検討である。M.カレッキーの独占度概念と経済変動理論が現代の理論経済学にもつ位置は，その1935年論文 M. Kalecki, "A Michrodynamic Theory of Bussiness Cycle", *Econometrica*, July 1935. が提起した構想に対応して，「カレッキー氏は，ケインズとは独立に，一般理論を発見したが，この発見は，科学の暗合の最もすぐれた一例であった」(Jhoan Robinson, *The Rate of Interest and Other Essays*, 1952, p. 159) と評されている。そして，『労働者の力が独占度を低下させることに成功するならば，物価の上昇を抑えることが可能であったろう……』ということが，標記したM. カレッキー論文（1938年）で「ブルム実験」の崩壊要因について検討された結論である。

資本の独占度を低下させるほどに労働者の力が強力になるとは，どういうことなのか。そして，恐慌下で形成されたフランスの人民戦線運動がたどった軌跡は，この設問にたいしてどのように答えるか。労働者の経済的要求とその社会的権利保障の諸課題を実現させた1936年6月の画期的な労働改革の制度化にはじまり，やがて深刻な財政危機を開拓するための財政全権委任法案が議会に拒否されて総辞職した人民戦線ブ

経過点として、この時期がもつ歴史的位置をどのように把握すべきかを考えたいのである²⁵⁾。本稿で試みる考察の主題は、このような視点から、現代フランスにおける労働者階級の権利意識の発達とその社会政策的対応の諸形態とをめぐる歴史研究の課題にむけて、その序章として位置づけられるものとなる。本稿では、そうした必要にこたえて1930年代のフランス資本主義の危機の経済過程との関連を明確に把握するように努めたいと思う。もとより、社会政策という考察対象が、その政策主体としての国家の役割について十分な理論的関心

ルム内閣の社会・経済政策をめぐって、こうした問題について確かめようとしたことが、往年の拙稿（1955年、前掲）を原点とする過日（前掲）のわたくしの報告内容であった。そして、＜フランス・ニューディール＞政策の出発点となった1936年6月の画期的な労働改革の制度化がなった役割と、慌しくそれが暗転した諸経過にみる問題点を、そうした枠組のなかで、その後の第2次世界大戦期のレジスタンスの運動の諸経験をふまえて、それが戦後史にむけてもつ位置を検討することに、報告の主眼をおいていた。

本稿では、さらに、前掲カレッキー論文（1938年）を批判した Robert Marjolin, "Reflections on the Blum experiment", *Economica*, V. no.18. May. 1938. との論点対立および、フランス政治科学院 Fondation nationale des sciences politiques が、1965年3月26, 27両日、パリで開いた人民戦線史についての国際シンポジウム《Léon Blum, chef de gouvernement (1936~1937)》での、経済学者 J.M. ジャンヌーの報告 Jean-Marcel Jeanney, "La politique économique de Léon Blum"と、ピエール・マンデス・フランスの報告 Pierre Mandes France, La politique économique de Léon Blum. との、週40時間労働制の歴史的役割をめぐる評価の対立にみる論点などに注目したい。また、そこによる評価の対立については、経済史家ジャン・ブーヴイエ Jean Bouvier のコメント Jean Bouvier, "Un débat toujours ouvert: la politique économique du Front populaire". *Mouvement Sociale*, No. 54. Jean-Mars. 1966. がある。この国際シンポジウムでの《人民戦線の社会政策》をめぐる対立報告、労働者の視点をふまえた Etienne Gout, Pirre Juvigny, Michel Mouset, "La politique sociale du Front populaire". と、当時の雇主団体の経験にもとづく Pierre Waline, "Le paronat français et l'application de quarante heures (1936~1939)" との対立点についての検討などを含めて、本稿のXIII. 「ブルム実験」の限界をめぐる論争点、のなかで考察を深めたいと思う。なお、前掲シンポジウムの記録は、*Actes du colloques, Léon Blum, chef de gouvernement, 1936~1937. Cahiers de la Fondation nationale des sciences politiques*, no. 155. Paris, 1967. とくに、同書207~295ページ、参照。

をむけることを必要とするのは、フランスの人民戦線内閣の社会政策実践をめぐって試みる本稿での考察の内容にとっても当然であろう²⁶⁾。以上を総括して、本稿で試みる考案の主題は、その国際比較の視点からフランス資本主義の1930年代危機の構造をふまえて、すぐれて全機構的な把握を必要とするものとなる。

念のために繰返していえば、恐慌下のフランスで形成された人民戦線運動の諸経験を、それがになった国際的にも急務であった反ファシズム課題と、この

26) 原点となった往年の拙稿（1955年、前掲）は、戦後わが国の「社会政策本質論争」から学ぶ研究方法を、その現代的課題にむけて、1930年代のフランスの人民戦線運動の諸経験と関連づけて検証したと試みた初発時のわたくしの問題関心にもとづいていたことを思い出す。この論争にはじまる研究方法の推移については、拙稿「社会政策論争」、岸本英太郎『社会政策』、第4章、1965年、ミネルヴァ書房、所収などで幾度か考察を重ねてきたが、近年の拙稿としては、拙稿「戦後社会政策論の軌跡」『季刊労働法・別冊第5集・社会政策』1978年、総合労働研究所、所収、など参照。

最近、こうした研究方法の論争経過を検討された代表的な成果として、高橋洸『「資本論」と社会政策の本質規定をめぐる論争』、富塚良三、服部文男、本間要一郎編『資本論体系・3・剩余価値・資本蓄積』、1985年、有斐閣、所収がある。同稿でも、「国家を政策主体とする社会政策は、経済諸範疇の法則的展開をふまえつつ、階級対抗・國家論の次元でこれを具体化・理論化しなければならないという、自明ではあったが十分に理論的に追究されてこなかった点が克服されつつあること」（同書500ページ）、また、戦後はやく故服部英太郎教授らが「先駆的に問題として意識されていた国家独占資本主義社会政策論の構築が、一定の前進をみせるにいたったこと」（同上）に、その到達点がもつ特徴を見出されている。なお、同稿のなかで拙稿のいくつかにも関説されているのに接したことを厚く感謝したいと思う。近年いわゆる「総合社会政策」論にみる危機管理政策の動きとも関って、社会政策の研究の視座と方法がふたたび新しく検討されなければならない時期であるように思われる。

社会政策の研究方法を国家論の次元で具体化する必要は、また、本稿で試みる考察の主題にとって、かつてフランスのマルクス主義史家 J. ブリュア Jeau Bruhat が、「社会主義への移行における人民戦線の到達点とその限界」について考察した論稿のなかで、「移行期における国家の問題」として提起した論点とも対応している。Jean Bruhat, "Le Front populaire dans la stratégie du passage au socialisme. Portée et limites du Front populaire," in Editions Sociales, *Le Front Populaire*, Paris, 1972, pp. 95-96. 参照。関連して、本稿のV. 人民戦線ブルム内閣の成立と政策課題で考察する。

運動に結集した広範な労働諸階層の恐慌下で深刻な生活防衛の要求にもとづくその経済再建課題がもつ性格との関連に視点をむけて把握することが、本稿で試みる考察の主題を基礎づける主要な問題関心であった。それは、考察する対象を、この運動の展開を規定したフランス資本主義の1930年代危機の構造のなかに位置づけて、それがもつフランス的特質を把握し、その歴史的意義と限界を、その後にみる歴史の諸経過を展望して確めるためにであった。そして、この運動を進める主力であった労働者階級の成長とその社会的権利保障の到達状況とをめぐって、人民戦線ブルム内閣の社会政策実践がたどった軌跡にみる問題点を、こうした反ファシズム課題と、それをささえた広範な労働諸階層の生活防衛の諸要求にもとづく経済再建課題との、すぐれてフランス的現実に照応した接点として、その国際比較の視点をふまえて、本稿で考察する内容の焦点に位置づけたいと考えるのである。

考察する順序は、そのためにも、世界経済恐慌の波及によって深められたフランス資本主義の1930年代危機の構造を、まずその経済過程について概観し、やがて形成される人民戦線運動の社会的基盤を、恐慌下の労働者状態に視点を合わせて確認することからはじめる必要があろう。それはまた、1936年6月4日の人民戦線ブルム内閣の成立が、こうした危機を開拓する主体の成長のいかなる局面に位置するものであったかを、この新しい内閣の社会政策実践によって実現した同年6月の国際的にも画期的な労働改革の制度化がになった役割と、それが程なく経験せざるをえなかった経済再建構想の破綻との関連把握をめぐって明確にするためにである。

(未完、以下次号)²⁷⁾

27) 紙幅の都合で本稿は適宜に分載するが、その全体目次は、附属関連資料などと併せて本稿の文末掲載することを諒とされたいと思う。